

日本赤十字社茨城県支部 柔道接骨師会奉仕団規則

(名称及び事務所)

第 1 条 本団は、日本赤十字社茨城県支部柔道接骨師会奉仕団（以下「本団」という。）と称し、事務所は水戸市白梅 2 丁目 2 番 3 9 号に置く。

(目 的)

第 2 条 この規則は、柔道整復師の技術を生かし、日本赤十字奉仕団規則の定めに従い、赤十字の理念と使命に基づき、明るい住みよい社会を築きあげていくための奉仕活動等に協力することを目的とする。

(奉仕活動)

第 3 条 本団は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 奉仕団活動を通じて赤十字思想の普及をはかる。
- (2) 赤十字の行う災害救護活動に参加し、柔道整復師の施術及び応急手当などの活動を行う。
- (3) 赤十字の企画する研修会、講習会及び訓練等へ参加する。また、要請により講師及び救護員の派遣を行う。
- (4) その他本団の目的を達成するために必要な活動を行う。

(組 織)

第 4 条 本団への参加資格は、社団法人茨城県柔道接骨師会定款第 6 条に規定する会員で、本団の目的に賛同する者（以下「団員」という。）とする。

2 本団の円滑な運営を図るため、茨城県内を別紙の 4 地区に区分するものとする。

(役員及び役員選任)

第 5 条 本団に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 委員長 | 1 名 |
| (2) 副委員長 | 2 名 |
| (3) 委 員 | 9 名 |
| (4) 庶 務・会 計 | 2 名 |
| (5) 監 事 | 2 名 |
| (6) 幹 事 | 1 名 |

2 役員（幹事を除く。）は、総会において団員の中から選任する。

3 役員のうち、監事は総会において選出する。

4 委員長、副委員長及び庶務・会計は、役員会において役員の内選により選任する。

5 幹事は、日本赤十字社茨城県支部事業推進課長とする。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、本団を代表しその業務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故のあるときは、委員長が指名する副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員は、本団の運営に参画しその業務の遂行にあたる。
- 4 庶務・会計は、本団の庶務及び会計業務を行う。
- 5 監事は、本団の業務執行及び会計を監査する。
- 6 幹事は、担当職員の事務処理等を指揮する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 定例総会は、年1回委員長が招集する。また、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、団員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第9条 本団に役員会を置く。

- 2 役員会は、委員長が招集し役員をもって組織する。

(役員会の任務)

第10条 本団の奉仕活動の基本的な計画に関すること。

- 2 団員の除籍に関すること。
- 3 その他本団の運営に係る重要事項に関すること。

(入団)

第11条 入団の申し込みは、第4条に規定する者が地区代表者をとおして、本団入団申込書(様式2)を委員長に提出するものとする。

(退団)

第12条 団員が退団しようとするときは、地区代表者をとおして委員長に退団届を提出するものとする。

(解任)

第13条 次の事項に該当するときは、団員の資格を失うものとする。

- (1) 第4条に規定する会員の資格を失った者。
- (2) 連絡がなく長期間本団の活動に参加しなかった者。
- (3) 本団の趣旨に著しく反し、役員会において退団を求められた者。

(団員の登録)

第 14 条 団員は、赤十字奉仕団団員登録票(様式 1)を委員長に提出し、日本赤十字社茨城県支部に登録しなければならない。

(経 費)

第 15 条 本団の経費は、助成金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 16 条 本団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(活動時の標識)

第 17 条 団員の奉仕活動に従事するときには、本団の定める奉仕団標識をつけるものとする。

(規則の改正)

第 18 条 この規則の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

附 則

1. この規則は、平成 22 年 11 月 12 日から施行する。
2. この規則の施行に際し、最初の入団の申し込みについては、第 11 条の規定にかかわらず、委員長が選任されるまでの間は、社団法人茨城県柔道接骨師会会長に提出するものとする。

附 則

この規則は、平成 23 年 5 月 15 日から施行する。

別 紙

日本赤十字社茨城県支部茨城県柔道接骨師会奉仕団地区区分表

地 区 名	市 町 村 名
水 戸 地 区	水戸市、笠間市、ひたちなか市、鹿嶋市、 潮来市、神栖市、行方市、銚田市、小美玉市、 茨城町、大洗町、城里町、東海村
県 北 地 区	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 常陸大宮市、那珂市、大子町
県 西 地 区	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、 坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
県 南 地 区	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、 つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、 利根町